案

電　力　受　給　契　約　書

高　槻　市

電　力　受　給　契　約　書

令和　９年　４月　１日

（発注者）　大阪府高槻市桃園町２番１号

高槻市

代表者　高槻市長　　濱　田　　剛　史　　㊞

（受注者）

㊞

件名 令和９年度 エネルギーセンター余剰電力（非ＦＩＴ分）の売却
履行場所 高槻市前島三丁目８番１号　　エネルギーセンター地内
契約金額 別紙「契約金額一覧」のとおり
履行期間 令和９年４月１日　０時から令和１０年３月３１日２４時まで
契約保証金
特記事項 予定売却電力量　１２，６８４，０００ｋＷｈ

上記について、高槻市（以下「発注者」という。）と○○○○株式会社（以下「受注者」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の証として本書２通を作成し、発注者受注者記名押印のうえおのおのその１通を所有するものとする。

ただし、契約内容を記録した電磁的記録を作成することによりこの契約を締結するときは、双方が当該電磁的記録に電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。

（余剰電力の供給）

第１条　発注者は、エネルギーセンター（以下「発注者の施設」という。）における発生電力に余剰がある場合、その電力（以下「余剰電力」という。）を受注者に全量売却（ＦＩＴ電力量は除く）し、受注者はこれを全量購入するものとする。

２　履行期間内の余剰電力が、余剰電力売却仕様書に記載された予定売却電力量（以下「予定電力量」という。）に比べ過不足がある場合であっても、発注者は受注者に余剰電力を全量売却し、受注者は発注者から全量購入するものとする。

３　発注者の施設の運転状況により余剰電力量が変動し、予定電力量を下回る場合があっても、発注者は、予定電力量に拘束されるものではなく、当該差量について売却義務を負わず、何らの責任を負うものではないものとする。

（電力供給上の協力）

第２条　発注者及び受注者は、本契約に係る余剰電力の売買を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等、相互に協力するとともに、第三者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは及ぼす恐れがある場合は、各々必要な措置を講ずるものとする。

２　発注者は、関連する技術基準等を遵守し、発注者の施設の発電設備等を適正に維持管理し、余剰電力の安定供給に努めるものとする。

３　発注者は、受注者の要求に基づき余剰電力送電計画を受注者に提出するものとする。

４　余剰電力量が余剰電力送電計画と大きく相違する事態が生じた場合、或いは生じる恐れがある場合は、発注者は受注者に対し速やかに通知するものとする。なお、発注者は余剰電力送電計画に記載された内容に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。

５　受注者は、本契約を履行するために必要な工事又は調査について、発注者が必要と認めた場合、発注者の施設に立ち入ることが出来るものとする。

（発電量調整供給契約）

第３条　余剰電力を供給するため、別途受注者と発注者の施設の地域を管轄する一般送配電事業者（以下「管轄一般送配電事業者」という。）との発電量調整供給契約が必要となる場合は、受注者は、受注者の負担で管轄一般送配電事業者と発電量調整供給契約を遅滞なく締結するものとし、必要な部分の写しを発注者に提出するものとする。なお、これに必要な発注者の施設の情報について、発注者は受注者に協力し提供するものとする。

２　発注者は、発電者として託送供給契約を遵守するものとする。

３　発注者は、受注者が本契約を履行するために必要な発電量調整供給契約を締結する際、受注者が発注者の接続検討回答書を必要な範囲内で使用することを認めるものとする。

（費用の負担）

第４条　発注者の接続検討回答書における管轄一般送配電事業者との発電量調整供給契約に必要な給電情報関係工事、又は取引用計器関係工事がある場合、これに係る費用は、工事費負担金として発注者が負担するものとする。

２　受注者の都合により、管轄一般送配電事業者との発電量調整供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属装置（以下「通信装置等」という。）を設置又は変更する必要がある

場合は、受注者の負担でこれを行うものとする。なお、設置場所及び時期については、発注者受注者協議の上決定するものとする。

3　通信装置等の設置の必要がなくなった場合は、受注者の負担でこれを撤去するものとする。

4　発注者負担分の系統連系受電サービス料金（以下「発電側課金」という。）の手続については、次の各号のとおりとする。

（1）受注者は、管轄一般送配電事業者を代理して、発注者との間で、系統連系受電契約を締結するものとする。

ア　発注者は、新たに系統連系受電契約を締結又は既に締結している系統連系受電契約を変更する場合は受注者に申し出るものとし、受注者は発注者から申し出があった場合は、発電量調整供給契約の変更を管轄一般送配電事業者へ申し出るものとする。

イ　管轄一般送配電事業者が発注者との系統連系受電契約を解約する場合、受注者は発電量調整供給契約の変更を承諾するものとする。

ウ　発注者は、系統連系受電契約が消滅した後に接続された電気について管轄一般送配電事業者が無償で受電することに承諾するものとする。

（2）受注者は、管轄一般送配電事業者との間に代理回収業務委託契約を締結し、発電側課金を発注者が受注者を通じて支払うものとする。

ア　発電側課金については、その都度発注者から受注者に支払い、受注者から管轄一般送配電事業者に支払う。ただし、次の（ア）から（ウ）の場合は、管轄一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて払込等により発注者から管轄一般送配電事業者に支払うこととする。

（ア）発注者が発電側課金を支払期日までに受注者に支払わなかった場合。

（イ）受注者から発注者へ支払われる電力料金と発電側課金が相殺不可となった場合に、受注者と発注者及び受注者と管轄一般送配電事業者の間で合意がなされたとき。

（ウ）その他、管轄一般送配電事業者が必要と認めた場合。

イ　受注者は、発電側課金、延滞利息及び契約超過金を発注者から無償で受領し、管轄一般送配電事業者に引き渡す業務を、管轄一般送配電事業者があらかじめ定める支払期日まで受託するものとする。

ウ　発電側課金については、受注者から発注者へ支払われる毎月の電力量料金と相殺するものとする。

5　発注者及び受注者は、各々の責任区分毎の供給或いは受給設備について適正に維持管理を行うものとし、その保守管理に要する費用は、各々の負担にて適正に行うものとする。

6　前項のほか、受注者と管轄一般送配電事業者との発電量調整供給契約に必要な費用の負担が生じた場合は、受注者が全て負担するものとする。

（余剰電力売却の中止又は制限）

第5条　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合、余剰電力の売却を中止又は制限できるものとする。

（1）発注者が管轄一般送配電事業者の事故、工事、点検又は補修により電力を供給できない場合。

（2）発注者の施設の事故又は運営上の都合による場合

（3）その他保安上の必要がある場合

2　受注者は、管轄一般送配電事業者の電気工作物の事故、工事、点検又は補修により電力を購入できない場合は、当該事象が発生している期間に限り、余剰電力の購入を一時中止できるものとする。

（余剰電力の計量）

第６条　余剰電力に係る毎月の売却電力量の計量は、管轄一般送配電事業者が設置した取引用電力量計（以下「取引用電力量」という。）を介して受注者が行うものとする。

２　余剰電力量の計量は、毎月１日０時に行うものとする。

３　余剰電力量の検針は、原則として毎月１日に行うものとし、１日に検針を行うことが出来ない場合は、翌日以降行うものとする。この場合の検針とは、前項で定めた時刻に電力量計が記録した計量値を読むことをいう。

４　計量器の故障又はやむを得ない事情によって余剰電力量を正しく計量できなかった場合には，発注者はただちに受注者にその旨を連絡するものとし，前項の算定期間における余剰電力量は，その都度，発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（第二工場電源と第三工場非ＦＩＴ電源の電力量の算定）

第７条　各電源種別の電力量の算定及びその手続は次の方法で行うものとする。

１　「第二工場電源」と「第三工場非ＦＩＴ電源」を算定するにあたり、第二工場と第三工場のそれぞれの発電端の検定付計量器の各月計測値を発注者が確認し、受注者に速やかに報告するものとする。

２　受注者は受電点の計量器における余剰電力量と次項の数値をもとに両者が合意した算出方法にて「第二工場電源」と「第三工場非ＦＩＴ電源」の電力量を算定し、発注者に報告するものとする。

３　電力量の算定は次の算定方法により行い、キロワットアワー単位で算出するものとする。

$$\text{第三工場電源按分比率} = \frac{\text{第三工場計量値}}{\text{第二工場計量値}+\text{第三工場計量値}}$$ ※少数点第四位を四捨五入とする。 （第二工場計量値と第三工場計量値については第二工場と第三工場それぞれの発電端の検定付計量器の各月計量値を用いる。）
FIT 電力量 ＝ 余剰電力量 × 第三工場電源按分比率 × バイオマス比率 ※バイオマス比率は毎月のゴミ質測定結果を元に算出する。（上限６０％） ※少数点第一位を四捨五入し、整数位とする。
第三工場非 FIT 電源 ＝ 余剰電力量 × 第三工場電源按分比率 － FIT 電力量 ※少数点第一位を四捨五入し、整数位とする。
第二工場電源　＝ 余剰電力量 －（余剰電力量×第三工場電源按分比率） ※少数点第一位を四捨五入し、整数位とする。

（電力料金の算定期間）

第８条　受注者が発注者に支払う余剰電力の電力料金の算定期間は、毎月１日の０時から当該月の末日２４時までの期間（以下「計量期間」という。）とする。

（料金の算定及びその支払い）

第９条　受注者は、発注者に余剰電力の売却電力に係る電力料金を毎月支払うものとし、料金は、計量期間において第６条によって計量された毎月の電源種別、時間帯区分ごとの売却電力量に本契約書別紙に定めた時間帯区分ごとの契約単価を乗じて得た電力量料金の合計金額とする。

２　前項の電力量料金の合計単位は１円とし、電源種別ごとにその端数は切り捨てるものとする。

３　発注者は、前項により算定された当月分の料金を受注者に請求し、受注者は請求日から３０日以内（ただし、高槻市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。また最終日が金融機関の休業日の場合は、その前日の営業日を期日とする。）（以下「支払期限」という。）までに発注者に支払うものとする。

４　受注者は、自己の責めに帰すべき理由により、支払期限までに当該電力料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、電力量料金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額を履行遅延に係る損害金として発注者に支払わなければならない。

（記録）

第 10 条　発注者及び受注者は、余剰電力の売買について記録し、それぞれの要求によりその写しを相手方に送付するものとする。

（一括委任等の禁止及び誓約書の提出等）

第 11 条　受注者は、本契約の履行にあたって、その全部又は主要な部分を一括して第三者に委任することができないものとする。

２　受注者は、受任者又は下請負人等が、高槻市暴力団排除条例（平成２５年高槻市条例第３３号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」）でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りではない。

（催告による解除権）

第 12 条　発注者及び受注者の一方が次の各号のいずれかに該当するときは、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方はこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（２）指定期日内に業務を完了しないとき又は指定期日後相当の期間内に完了する見込みがないと発注者が認めるとき。

（３）発注者及び受注者の一方又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

（４）受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、この契約の履行に当たり発注者の指示に従わないとき、又は、発注者の職務の執行を妨害したとき。

（５）経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（催告によらない解除権）

第 12 条の２　発注者及び受注者の一方が次の各号のいずれかに該当するときは、相手方は直ちにこの契約を解除することができる。

（１）業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

（２）この契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（４）契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、履行しないでその時期を経過したとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、発注者及び受注者の一方がその債務の履行をせず、相手方が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（６）受注者が暴力団員等であるとき。

（７）下請負人等が暴力団員等である場合に、発注者が受注者に対して受注者と下請負人等との契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（８）受注者が地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４第１項の規定に該当すると判明したとき。

２　前項の規定により、本契約を解除した場合において、発注者及び受注者の一方に生じた損害があっても、相手方は一切その補償の責めを負わないものとする。

３　この条の契約解除は、第 9 条第 4 項の規定による遅延利息の徴収を妨げないものとする。

（環境に係わる付加価値の帰属）

第 13 条　発注者から受注者に売却する余剰電力には、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）の適用を受けていない再生可能エネルギー電源（非 FIT 非化石電源）であり、非化石証書による環境価値を含むものとする。

（権利譲渡等の制限）

第 14 条　発注者及び受注者は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を譲渡し、もしくは担保に供してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

（談合等不正行為による解除）

第 15 条　発注者は、この契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第８条の４第１項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

（２）　独占禁止法第７条第１項若しくは同条第２項（同法第８条の２第２項及び同法第２０条第２項において準用する場合を含む。）、同法第８条の２第１項若しくは同条第３項、同法第１７条の２又は同法第２０条第１項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

（３）　独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）

及び同法第７条の９第１項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。

（４）　刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第３条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第２４７条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（５）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項第２号（同令第１６７条の１１において準用する場合を含む。）に該当すると認められたとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第16条　受注者は、この契約に関し、第１号から第４号までのいずれかに該当するときは、賠償金として、契約単価にそれぞれの予定売却電力量を乗じた額の合計（契約単価を変更する契約を締結した場合は、変更後の契約単価にそれぞれの予定売却電力量を乗じた額の合計金額。以下同じ。）の100分の20に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げた額。）を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、本契約の履行が完了した後も同様とする。

（１）　受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

（２）　受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。

（３）　前条第４号に規定する刑が確定したとき。

（４）　前条第５号に該当したとき。

２　前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償額を超える場合にあっては、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（違約金）

第17条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約単価にそれぞれの予定売却電力量を乗じた額の合計（契約単価を変更する契約を締結した場合は、変更後の契約単価にそれぞれの予定売却電力量を乗じた額の合計金額。以下同じ。）の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）　第１２条、第１２条の２、第１５条の規定により発注者がこの契約を解除した場合

（２）　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（ 平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（ 平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

４　第１項又は第３項に規定する場合（第２項によりみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた実際の損害額が、第１項又は第３項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者は超過分につき賠償を請求することができる。

（損害賠償）

第 18 条　受注者が本契約の履行に当たり、発注者若しくは管轄一般送配電事業者又は第三者に対し損害を与えたときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

（守秘義務）

第 19 条　発注者及び受注者は、本契約の履行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。履行期間終了後、又は本契約の解約後においても同様とする。ただし、法律その他所定の手続きにより開示する場合は、この限りではない。

（管轄裁判所）

第 20 条　本契約にかかる訴訟については、大阪地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（定めのない事項の処理）

第 21 条　本契約書及び余剰電力売却仕様書に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本契約の各条項に疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（別紙）

「契約金額一覧」

1　余剰電力の売却電力の契約単価は、次のとおりとする。

電源種別	電力料金単価の時間帯区分	契約単価（消費税等相当額を含む）	備考
第二工場電源	重負荷時間帯	円　　銭	電力量料金単価（1キロワット時あたり）
	昼間時間帯	円　　銭	
	夜間時間帯	円　　銭	
第三工場非ＦＩＴ電源	重負荷時間帯	円　　銭	
	昼間時間帯	円　　銭	
	夜間時間帯	円　　銭	

2　単価

契約単価

消費税等相当額を含む金額とする。

3　電源種別

「第二工場電源」及び「第三工場非ＦＩＴ電源」については第7条第3項におけるそれぞれの電力量算定式から算出される電力を言う。

4　受給電力量の区分

（1）重負荷時間帯電力量

7月1日から9月30日までの毎日午前10時から午後5時までの時間。ただし、「日祝日等」を除く。

（2）昼間時間帯電力量

毎日午前8時から午後10時までの時間帯に受給した電力量とする。

ただし、重負荷時間帯及び下記に定める「日祝日等」における時間帯に受給した電力量を除く。

（3）夜間時間帯電力量

重負荷時間帯及び昼間時間帯以外の時間帯に受給した電力量とする。

※「日祝日等」とは、次に掲げる日とする。

・日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

・1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日